

お米を輸出される方へ

- 販売等を目的とした場合には、事前にお近くの地方農政局等へ輸出数量の届出を行う必要があります。
- 個人的使用に供するために非商業的に輸出される米穀は、届出の必要はありません。個人的使用とは、米穀を輸出しようとする者またはその家族の食用のほか、友人へのお土産用等が含まれます。
- なお、届出を行わなかったり、虚偽の届出を行った場合には、法令の定めにより20万円以下の過料に処される場合がありますのでご注意願います。

具体的な届出の方法

- 事前にお近くの地方農政局等に届出をしてください。
- 届出用紙は地方農政局等に用意してあるほか、ホームページからも印刷することができます。
- 届出についてご不明な点がございましたら下記へお問合せください。

北海道農政事務所 生産経営産業部業務管理課	011-330-8808
東北農政局 生産部業務管理課	022-745-9386
関東農政局 生産部業務管理課	048-740-0110
関東農政局 東京都拠点	03-5144-5256
関東農政局 神奈川県拠点	045-211-1331
北陸農政局 生産部業務管理課	076-232-4008
東海農政局 生産部業務管理課	052-223-4616
近畿農政局 生産部業務管理課	075-414-9741
近畿農政局 大阪府拠点	06-6941-9657
近畿農政局 兵庫県拠点	078-331-9951
中国四国農政局 生産部業務管理課	086-230-4248
九州農政局 生産部業務管理課	096-300-6241
九州農政局 福岡県拠点	092-281-8261
沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課	098-866-1653
農林水産省 政策統括官付貿易業務課 政府米麦品質保証チーム	03-6744-1388